

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議
第1回会議 次第

日 時 令和7年9月25日(木)
15:00～17:00
場 所 県立図書館2階多目的ホール

1 開 会

2 議 事

- (1) 第14期岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議において審議することが考えられる事項について

- (2) 調査審議の進め方について

3 そ の 他

4 閉 会

岡山県生涯学習審議会委員及び岡山県社会教育委員

【任期 令和7年8月1日～令和9年7月31日】

番号	氏 名	役 職 名	選出分野
1	秋 葉 優 一	(株)クラブズ代表取締役	学識経験者 (経済界)
2	熊 谷 慎 之 輔	岡山大学学術研究院教育学域教授	学識経験者 (社会教育)
3	櫻 田 智 子	瀬戸内市教育委員会社会教育課長	社会教育関係者 (市町村)
4	貞 利 園 美	倉敷市多津美公民館指導員	社会教育関係者 (公民館)
5	白 岩 将 伍	あわくら会館副館長	社会教育関係者 (公民館)
6	高 垣 鳳 徳	矢掛町教育委員会教育課主事	社会教育関係者 (市町村)
7	竹 原 和 志	岡山県高等学校PTA連合会会長	社会教育関係者 (PTA)
8	坪 井 秀 樹	赤磐市教育委員会教育長	学校教育関係者 (市町村)
9	徳 田 恭 子	特定非営利活動法人まちづくり推進機構岡山代表理事	社会教育関係者 (NPO)
10	長 江 真 理 子	津山市社会教育委員副委員長	社会教育関係者 (社会教育委員)
11	中 川 雅 子	岡山県議会議員	学識経験者 (議会)
12	東 川 絵 葉	倉敷市立郷内小学校長	学校教育関係者 (小学校)
13	平 井 美 佳	山陽新聞社論説委員	学識経験者 (報道)
14	藤 井 裕 也	(一社)岡山県地域おこし協力隊ネットワーク代表理事	社会教育関係者 (まちづくり)
15	横 山 弘 毅	Happy Collaboration合同会社代表社員	社会教育関係者 (地域連携)

岡山県生涯学習審議会委員及び岡山県社会教育委員の会議

第1回会議 出席者名簿

番号	氏 名	役 職 名
1	秋 葉 優 一	株式会社クラブズ代表取締役
2	熊 谷 慎 之 輔	岡山大学学術研究院教育学域教授
3	櫻 田 智 子	瀬戸内市教育委員会社会教育課長
4	貞 利 園 美	倉敷市多津美公民館指導員
5	白 岩 将 伍	あわくら会館副館長
6	高 垣 鳳 徳	矢掛町教育委員会教育課主事
7	竹 原 和 志	岡山県高等学校PTA連合会会長
8	坪 井 秀 樹	赤磐市教育委員会教育長
9	徳 田 恭 子	特定非営利活動法人まちづくり推進機構岡山代表理事
10	長 江 真 理 子	津山市社会教育委員副委員長
11	中 川 雅 子	岡山県議会議員
12	東 川 絵 葉	倉敷市立郷内小学校長
13	藤 井 裕 也	(一社)岡山県地域おこし協力隊ネットワーク代表理事
14	横 山 弘 毅	Happy Collaboration合同会社代表社員

欠席 1 名（50音順）

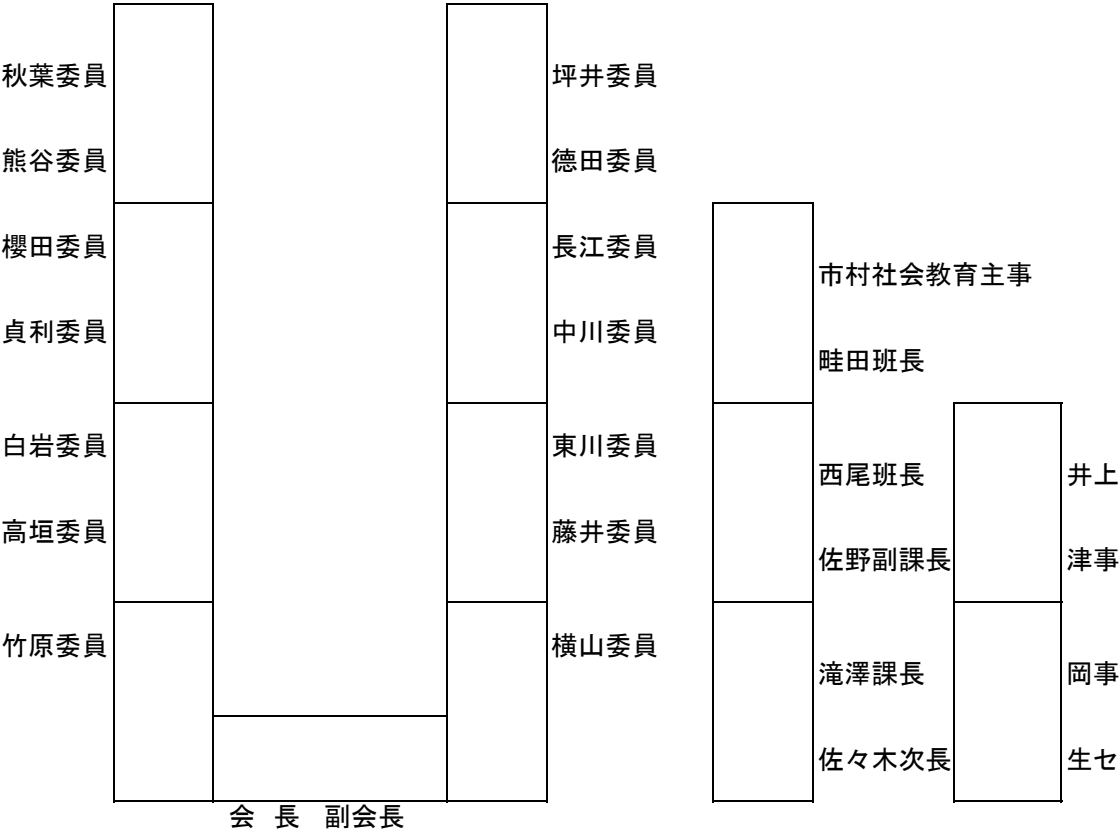
事務局出席者

1	佐 々 木 亨	教育次長
2	滝 澤 幸 隆	生涯学習課長
3	佐 野 俊 貴	生涯学習課副課長
4	西 尾 昌 平	生涯学習課企画推進班長
5	畦 田 真 介	生涯学習課社会教育班長
6	市 村 恭 一	生涯学習課社会教育主事（主幹）
7	井 上 裕 子	生涯学習課主幹
8	益 富 由 子	岡山教育事務所生涯学習課長
9	田 村 知 之	津山教育事務所次長
10	長 瀬 俊 子	岡山県生涯学習センター総括参事

R7.9.25(木) 15:00～17:00
県立図書館多目的ホール

スクリーン

演台



報道

傍聴

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（抜粋）

（都道府県生涯学習審議会）

第10条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。

- 2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
- 3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

岡山県生涯学習審議会条例

（設置）

第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第1項の規定により、岡山県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

（委員）

第3条 委員は、生涯学習に関し識見を有する者のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門委員）

第5条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。
- 3 専門委員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第7条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会に準用する。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

（その他）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

社会教育法（抜粋）

（審議会等への諮問）

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

岡山県社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期に関する条例（抜粋）

（委員の委嘱の基準）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、岡山県教育委員会が委嘱する。

（委員の定数）

第3条 委員の定数は、15名以内とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、岡山県教育委員会は、特別の事情があると認めたときは、委員の任期中でも解嘱することができる。

附則 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

岡山県社会教育委員の会議に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、岡山県社会教育委員（以下「委員」という。）をもつて構成される岡山県社会教育委員の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 会議に、議長及び副議長各一名を置き、委員の互選により定める。

2 議長及び副議長の任期は、委員としての在任期間とする。

3 議長は、会議を主宰する。議長に事故があるとき、又は欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

第3条 会議は、議長が必要に応じて招集する。

2 委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議事を決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（専門部会）

第4条 会議に、議長が指名する委員をもつて構成する専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会議から付託された事項の調査及び審議を行う。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選により定める。

4 部会長は、部会を招集し、主宰する。

5 部会長に事故のあるとき又は欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

（事務）

第5条 会議に関する事務は、教育庁生涯学習課においてつかさどる。

（その他）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議 会議傍聴要領

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議は、「審議会等の設置及び運営等に関する指針」の趣旨に則り公開いたします。会議傍聴上の留意事項は次のとおりですので、よくお読みください。

1 会議の公開

会議は原則として公開ですが、会長が認めた場合は、非公開となります。

2 傍聴の手続

- (1) 傍聴を希望される方は、開議前に傍聴受付簿に氏名、住所を記入しなければなりません。
- (2) 会議室の状況により傍聴人数の定員を設定します。傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

なお、報道関係者で会長が認めた場合は、定められた傍聴人数とは別に傍聴することができます。

3 傍聴できない方

傍聴人は、係員の指示に従い傍聴席に入場してください。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる場合
- (2) 会議の妨害となると認められるものを携帯している場合
- (3) その他会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると会長が認めた場合

4 傍聴される方に守っていただきたいこと

傍聴される方は、次のことをしてはいけません。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 飲食すること。
- (3) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること。
- (5) 許可なく写真を撮影し、録音その他これらに類する行為を行うこと。
- (6) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用すること。
- (7) その他会議の妨害となるような行為を行うこと。

5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させます。

上記退場を命じられた場合や、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければなりません。

6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。

傍 聽 受 付 簿

期日：令和7年9月25日（木）

場所：県立図書館 2 階多目的ホール

[illegible]

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議
議事運営等に関する申し合わせ事項

1 議事運営について

- (1) 会議は公開とする。ただし、会長が認めたときは非公開とすることができる。
- (2) 審議の経過及び結果の発表が必要な場合は、会長又は会長の指名する者が行う。
- (3) 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者等を招き、意見の開陳又は説明を求めることができる。

2 議事要旨について

- (1) 議事要旨は公開とし、後日県のホームページに掲載する。